

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日 令和7年10月2日 木曜日
会議の出席者 川本総裁 伊藤人事官 土生人事官 (幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
議 題 寒冷地手当支給規則の改正の勧告
議事の概要 ○ 議題「寒冷地手当支給規則の改正の勧告」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。 ○ 議題については、三人事官一致で議決された。

寒冷地手当支給規則の改正の勧告について

令和7年10月2日

給 与 局

1 改正内容

寒冷地手当の支給対象となる官署については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告に基づき内閣総理大臣が定めることとされ、これを受け、寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表において当該官署が定められている。

今般、同規則に掲げられている岐阜森林管理署白鳥森林事務所について、林野庁より所在地の移転があったとの連絡があった。

同事務所の移転後の所在地の気象データを確認したところ、移転前と同一のメッシュ内に所在しており、指定基準に定められた基準を満たすものであったことから、引き続き寒冷地手当の支給対象官署として認められるよう、同規則別表に掲げられている同事務所の所在地の改正について、内閣総理大臣に勧告する。

2 施行日

令和7年11月1日

以 上

令和7年●月●●日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定に基づき、寒冷地手当の支給に関する定めについて別紙のように措置されることを勧告する。

別紙

- 1 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第2号の内閣総理大臣が定める官署である岐阜森林管理署白鳥森林事務所の所在地を岐阜県郡上市白鳥町白鳥203の8とし、同事務所を引き続き同号の内閣総理大臣が定める官署とすること。
- 2 この措置は、令和7年11月1日から実施すること。